

第11912号 平成 22 年 6 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

		古			亦																																
																									• •										課)		1
		_							す	5	丁	疋		٠.	٠.			٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.		٠.	٠.	٠.	•						課)		1
\bigcirc	道		0)	供		開	始	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	• •	٠.	٠.	٠.		•	(道:	路	保	全	課))	2
_		公			告																											,			、		
Ō	県	有	財	産	0)	売	却		• • •	• •	٠.	• •		• •	• •			٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.		٠.		٠.	٠.	٠.	•				課)		2
\bigcirc	保	安	林	内	77.	木	伐	採	限	度	面	積	(T)	公	表	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	• •		٠.	•						課)		3
\bigcirc	土	地	改	良	区	\mathcal{O}	定	款	変	更	認	可												•	()	農	村	計	画	•	技行	析	管	理	課))	4
\bigcirc																									ツ												
	\mathcal{O}	監	視	及	び	保	守	業	務	委	託	落	札	者	決	定													•	(市	町;	村	総:	室))	4
		登		載		依		頼																													
\bigcirc	平	成	22	年	度	第	1	口	熊	本	県	男	女	共	同	参	画	審	議	会	\mathcal{O}	開	催														
																						•	(熊	本	県	男	女	共	同	参Ī	画	審	議	会))	4
		正			誤																																
\bigcirc	平	成	2	2	年	3	月	3	1	日	熊	本	県	規	則	第	3	5	号	(熊	本	県	庁	舎:	等	管	理	規	則							
																					• •	٠.				٠.						(人	事	課))	5
\bigcirc	平	成	2	2	年	3	月	3	1	日	熊	本	県	規	則	第	3	7	号	(熊	本	県	衛	生	事	務	に	関	す							
																										٠.						(IJ))	5
\bigcirc	亚	成	2	$\hat{2}$	年	3	月	3	1	日	能	本	県	訓	令	第	i	3	묽	(能	本	県	保	健	所	処	務	規	程		`			,		
_																						٠.	•			٠.	٠.					(IJ))	5
\bigcirc	亚	成	2	$\tilde{2}$	年	3	Á	3	1	H	能	本	県	訓	令	第	1	7	묽	(能	本	県	文	書	規	程	\mathcal{O}	_	部		`					-
_)								•••					•••		٠.	٠.				٠.				(IJ))	5
\bigcirc												太	鳯	111	会	笙	1	8	문	(能	太	県	庁	処	終	担	程	\mathcal{O}	_		`					Ü
												•		• •		٠.						•	···	٠.				• •	٠.			(IJ))	5
														訓	会	笛	1	9	문	(能	太	県	Ж	納	局	加	楘	担	程		(/		
$\overline{}$																٠.						•	···	٠.			<i>.</i> .	•••				(]]))	6
\bigcirc																					能	木	旦	白	家	田	雷	氛	\top	作		(,	'	O
	蚴	保保	2	担	程	ற		部	な	弘	荒	す	~	訓	合		山	٠.				· · ·						<u></u>	<u> </u>			(]]))	6
																			무		能	*	囯.	<i>/</i> /\	営:	企	鈭	答	押	相					,	'	U
\cup	担	労労	6	早	+	能	十	目	虚	烂	馬	华	开押	扣	担	农笛	2	卓	7	能	大	一月	州	A 本	委	占	太人	訓	左	が、							
	在 Q	石户	(ク能	*	旧	一十	加	广	陆	\mathcal{D}	纠	建	乃及	7主	海	沿	ワ	朗	ポ ポ	イス	元 坦	私) 13	中	只	云.	וי <i>ו</i> ם	11	лэ 		(IJ	`	١	6
\bigcirc																									<u>-</u> 処:							(,,	,	,	U
\cup																									•••							(IJ	,	١	6
	(X)	(J)	4	1/	#	炽	V)	1寸	171	(_	送	9	$\langle \mathcal{A} \rangle$	八七	Æ	,	T	. •				•			•	•				•	-	("	,	,	O

告 示

熊本県告示第590号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準 用する同法第27条第3項の規定により、次の者から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第27条第4項の規定により告示する。

平成22年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 社会福祉法人弘仁会 変更後の事務所の所在地 熊本県天草市今釜新町3667番地
- 変更年月日 平成22年4月1日

熊本県告示第591号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成22年6月1日

熊本県知事 蒲 島

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町栗木字向迫3139番、3140番1、3140番3、3140番2 (次の図に示す部分に限る。)

- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字向迫3140番1・3140番3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第592号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路 の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において 一般の縦覧に供する。

平成22年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長	備考
			(メートル)	
一般県道	川尻宇土線	宇土市三拾町字道越	164.6	交安統
		407番10地先から		合 (右
		同市三拾町字野原町		折レー
		137番4地先まで		ン設置)

供用を開始する期日 平成22年6月1日 2

告 公

熊本県公告第309号

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
 - (1)所在 熊本市帯山8丁目952番136外2筆

宅地 地積合計 13,640.01平方メートル

- (2)最低売却価格 1, 150, 000, 000円
- 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (1)
- (2) 破産者で復権を得ない者
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げ (3)当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122

入札期日及び場所

平成22年8月19日(木)午前11時 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 入札室

- 開札期日 入札終了後即時 5
- 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければな らない。

- 提出方法 持参又は郵送による。 (1)
- 平成22年8月10日(火)午後5時 (2)提出期限 (郵送の場合は提出期限までに必着)
- 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 (3)
- 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金とし て納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しく

は支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が 契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

- 契約締結期限
 - 平成22年9月2日(木)午後5時
- 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保 証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、 若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

- 1 0 その他
 - (1)売買代金納入期限 契約締結日から30日以内

 - 契約締結場所 別途指定する。 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 - 問い合わせ先

熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第310号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成22年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第2回分としての森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。 平成22年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 (森林法第34条第1項の許可をすべき些代面積の限度)

(1 頃の許可をすべき皆伐面積の限度)	
森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	東池川水源がん養保保安林 東池川北寺防備保 東池川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	7 7 5 . 8 4 1 1 4 . 0 1 7 . 0 2 3 0 . 2 2 6 5 6 . 8 4 3 4 . 7 8 2 0 . 9 0 9 9 . 3 2 1 6 . 4 3 6 1 . 2 7 1 3 . 7 8 7 7 5 . 9 6 1 1 0 . 2 2 1 . 8 8 2 7 . 7 8 7 . 6 1 2 0 1 . 4 4
球磨川地域森林計画区	宇城地区土砂流出防備保安林 氷川五家荘地区水源かん養保安林 氷川五家荘地区土砂流出防備保安林 氷川五家荘地区保健保安林 城南地区水源かん養保安林 城南地区土砂流出防備保安林 球磨地区水源かん養保安林 球磨地区水源かん養保安林 球磨地区大砂流出防備保安林 球磨地区落石防止保安林 球磨地区防風保安林 球磨地区保健保安林	1 1 . 2 6 1 , 0 8 4 . 0 6 2 6 . 6 4 3 . 4 4 3 8 6 . 0 3 9 2 . 5 7 4 , 1 0 1 . 6 1 5 4 6 . 0 5 0 . 2 8 0 . 8 0 5 9 . 3 0

天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林 天草地区土砂流出防備保安林	3 6 0 . 1 8 1 2 3 . 8 2
	天草地区保健保安林	62.10

熊本県公告第311号

玉名郡和水町に事務所を置く三加和町土地改良区理事長福原宗茂から平成22年4月2 7日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月24日付けで認可したの で、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。 平成22年6月1日

> 熊本県知事 蒲 島郁夫

熊本県公告第312号

無定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等 又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の 規定により、次のとおり公示する。

平成22年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 契約に係る特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県総務部市町村総室行政班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

契約の相手方を決定した日

平成22年3月26日

- 契約の相手方の氏名及び所在地 財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25
- 契約に係る契約金額

60,144,029円(うち消費税及び地方消費税の額2,864,001円)

- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 1号の規定による。

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第26号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成22年6月1日

熊本県総務部長

開催日時

平成22年6月7日(月)

午後1時30分から午後3時30分まで

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階審議会室

議事 3

- (1)諮問「第3次熊本県男女共同参画計画(仮称)」の策定について
- (2) 第3次熊本県男女共同参画計画(仮称)の策定について

 - ・策定の進め方、スケジュール ・国の第3次男女共同参画基本計画の中間整理
 - 第3次熊本県男女共同参画計画の骨子素案
 - (3) 取組みの総括等に関する調査
 - (4)審議会等への女性登用状況
- 傍聴者の定員 4
 - 10人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県男女共同参画審議会事務局(熊本県総務部男女参画・協働推進課)(電話 096-333-2287)

正 誤

平成22年3月31日熊本県規則第35号(熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	39,	総室、室及びセンター	総室、室、センター
	4 0		

平成22年3月31日熊本県規則第37号(熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	8	の規定により食品等の廃棄を	の規定により食品の廃棄を

平成22年3月31日熊本県訓令第13号(熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	4 1	「使用料等を」を「使用料を」	「使用料等の」を「使用料の」

平成22年3月31日熊本県訓令第17号(熊本県文書規程の一部を改正する訓令)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	E	誤
1 0	3 3	職員のうちから	職員の内から

平成22年3月31日熊本県訓令第18号(熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

9 U) 2 1C	2 C C D C D C D D D D D D D D D D D D D	
行	正	誤
1 4	第4項の規定	第4公の規定
1	6 食品衛生	7 食品衛生
1	11 狂犬病の	12 狂犬病の
4 8	12 動物の愛護	13 動物の愛護
9	13 食肉衛生	14 食肉衛生
8	5 同法第13条第3項の規定 により医薬品等の製造業(薬局製 造販売医薬品製造業を除く。)の 許可を更新すること。 6 同法第14条第1項の規定 により医薬品等の製造販売品目 を承認すること。	5 同法第13条第3項の規定に より医薬品等の製造業(薬局製造販 売医薬品製造業を除く。)の許可を 更新すること。
3	第5項の	第1項の
4	規定により	規定によ
7	変更の許可	変更許可
4	法律第133号	法律133号
1 0	設置の認可に	設置認可に
	行 1 4 1 1 4 8 9 8 8 3 4 7 4	行正1 4第4項の規定16 食品衛生11 1 狂犬病の4 81 2 動物の愛護91 3 食肉衛生85 同法第13条第3項の規定により医薬品等の製造業(薬局製造販売医薬品製造業を除く。)の許可を更新すること。6 同法第14条第1項の規定により医薬品等の製造販売品目を承認すること。3第5項の4規定により7変更の許可4法律第133号

1 0 8	1 8	同条第2項の	第2項の
1 0 9	1 5	その事業の	事業の
1 1 1	5 3	事務を除く。)。	事務を除く。)
1 1 3	4	勧告又は改善	勧告又改善
1 1 3	2 4	指定地域密着型	地域密着型
1 1 5	3 6	高齢者の居住の安定確保	高齢者の居住安定確保
1 1 6	1 6	法律第124号)	法律第124号))
1 8 8	5 0	予定告示をすること	予定告示を変更すること
1 9 0	8	熊本県森林審議会へ諮問したも	熊本県森林審議会への諮問したも
		の及び熊本市にある	の及び熊本市内にある
1 9 2	1 9	同法第11条第5項	同法第11条の第5項
1 9 2	2 8	裁決すること	採決すること
2 0 5	5	第3号	第 2 号

平成22年3月31日熊本県訓令第19号(熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2 0 5	2 6	別表第5までの表中の課長専決 事項	別表第5まで表中課長専決事項

平成22年3月31日熊本県訓令第22号(熊本県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	2 4	熊本県自家用電気工作物保安規	熊本県自家用電気工作物保安の一
		程の一部	部

平成22年3月31日熊本県訓令第31号、熊本県公営企業管理規程第6号、熊本県病院局管理規程第2号、熊本県教育委員会訓令第9号(熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	3 4	熊本県広報広聴の組織及び運営	熊本県広報広聴の組織及び運営に
		に関する規程	関する規程の一部を改正する訓令
2 0 9	4 7	(総室・室・センター)長	(総室長・室長・センター長) 長
2 0 9	6 3	会計課長 企業局次長	会計課長企業局次長

平成22年3月31日熊本県訓令第40号(熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤	
1	4 5	熊本県庁処務規程に定める専決	熊本県庁処務規程に定める専決事	
		事項の特例に関する規程	項の特例に関する規程の一部を改	
			正する訓令	
2 1 4	3 6	担当課長補佐	担当補佐	
2 1 4	4 3	担当課長補佐	担当補佐	
2 1 5	4 0	担当課長補佐	担当補佐	
2 1 6	2 6	担当課長補佐	担当補佐	
2 1 6	3 8	担当課長補佐	担当補佐	
2 1 7	2	担当課長補佐	担当補佐	
2 1 8	3 2	担当課長補佐	担当補佐	